

信濃川水系学識者会議 傍聴規定（案）

第 1 条（目的）

本規定は、信濃川水系学識者会議公開規定第 3 条に基づき、信濃川水系学識者会議（以下「会議等」という）の傍聴に関し必要な事項についてを定めるものである。

第 2 条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、会議等開始予定時刻の 30 分前よりとする。

第 3 条（入室）

傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下「傍聴人」という）の会場への入室は、会議等の開始までとし、会議等の開始後の入室は原則認めない。なお、傍聴人以外の入室は認めない。

第 4 条（会議等の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 会議等の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ② 会議等の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前項までの行為のほか、会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

第 5 条（退場等の措置）

全体調整会議においては座長が、上流部会、中流部会、下流部会においては各部会長が、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じること

ができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、信濃川水系学識者会議全体調整会議で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規約は、平成●年●月●日より施行する。